食品の安全性の確保に関するリスクコミュニケーション関係事務について

食品安全基本法においては、「食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない」こととされており(第13条)、食品安全委員会及びリスク管理機関は、この規定に基づき、以下のとおり、食品の安全性の確保に関するリスクコミュニケーション関係事務を行っている。

1 食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション関係事務

(1) 目的

食品健康影響評価に関し、消費者、食品関連事業者等の関係者の相互間において情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)による社会的合意形成を図ること。

(2) 根拠

食品安全基本法第13条・第23条第1項第7号

(3) 内容

リスク分析手法の考え方や食品安全委員会の取組等について関係者の理解を 促進するため、全国各地で関係者との意見交換会を開催

食品健康影響評価に関する専門調査会における審議結果について、原則として、広く国民から情報及び意見を募集

食品の安全性に関する消費者等からの電話やメールによる問合せ、情報の提供、意見の提出等に対応するための窓口として、食の安全ダイヤルを設置ホームページの運営やパンフレットの作成・配布等を通じた広報活動

2 リスク管理機関が行うリスクコミュニケーション関係事務

(1) 目的

食品健康影響評価の結果に基づく、食品の安全性に関する規制や行政指導等のリスク管理措置に関し、関係者相互間におけるリスクコミュニケーションによる社会的合意形成を図ること。

(2) 根拠

食品安全基本法第13条の規定のほか、例えば、食品衛生法において、規格・ 基準を設定・変更しようとする場合や監視指導計画を策定・変更しようとする場合には、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求める ものとされており(第64条)、また、食品衛生に関する施策の実施状況を公表し、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならないこととされている(第65条)。

(3) 内容

食品添加物、肥料、農薬、動物用医薬品等に関する規格・基準の設定・変更等、 リスク管理措置を講ずるに当たって、

関係者との意見交換会を開催

「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)に基づき、国民からの情報・意見を募集(いわゆるパブリック・コメント手続)

3 食品安全委員会が行うリスクコミュニケーション関係事務の調整

(1) 目的

食品健康影響評価の結果に基づき、具体的なリスク管理措置が行われるため、 それぞれのリスクコミュニケーション関係事務について、齟齬が生じないように すること。

(2) 根拠

食品安全基本法第23条第1項第8号

(3) 内容

2週間に1回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当 者会議を開催し、意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等に ついて調整

消費者等からの問合せ等について、食品健康影響評価に関するものであるか リスク管理措置に関するものであるかを問わず、食の安全ダイヤルにおいて受 付・回答